3.11

自治体スクラム 支援等の活動







東吾妻町

小千谷市





青梅市









平成23(2011)年 3月11日



杉並区と災害時相互援助協定を締結してい た福島県南相馬市は、最大震度6弱の大地震・ 10mの大津波により甚大な被害を受けました。



南相馬市の被害

死者(令和3年12月31日現在)									
直接死	関連死	死亡届等*	計						
525人	520人	111人	1,156人						
※明確に死亡が確認できる遺体は見つかっていないが、死亡届等が提出されているもの。									

住宅被害(令和3年12月31日現在)						
	全 壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計	
津 波	1,164戸	83戸	171戸	97戸	5.312戸	
地 震	113戸	95戸	1,019戸	2,570戸	3,312	

さらに、福島第一原子力発電所事故の影響に より、市内の約3分の2が避難指示等の区域と なりました。このため市は、外部からの支援が 届かない「陸の孤島」となったのです。

直ちに、全力で支援を

3月13日、交流があった職員の間でやっと電話が つながり、被災状況の一部が確認できました。さら に翌14日には杉並区長と南相馬市長が電話会談を 行いました。

その中で、南相馬市が、国や県の支援や指示を待っ ていられない一刻を争う状況であることがわかり、 区ではあらゆる手段を使って南相馬市を支援するこ とを決断しました。



防災対策

首都直下地震に備えて

首都直下地震は、東京都周辺の首都圏において、今後30年 以内に約70%の高い確率で発生すると予測される、マグニ チュード7クラスの大地震です。

杉並区でも、最大震度6強の大きな揺れが発生し、家屋の 倒壊や火災など、多くの被害が生じると試算されています。

杉並区の取組

●総合震災訓練

区では、地域の防災力向上や区民への防災意識の向上を 図るため、毎年1回、消防団や防災会、警察・消防・自衛隊など の関係機関と連携して、総合震災訓練を開催しています。

大地震が起きた際の区や関係機関の対応の訓練のほか、 消火器を使った初期消火訓練やVR防災体験車による大地 震の体験なども実施しています。





総合震災訓練の様子

●地震被害シミュレーション

首都直下地震が発生した場合を想定 し、自宅や地域の被害がどのようになる のかを知っていただくため、「地震被害シ ミュレーション」を作成しました。

家屋の焼失・倒壊、人的被害の予測や、 電気・ガス・水道・通信などのライフラインの被害予測を地 域ごとに算出しています。

●すぎナビ(避難経路の確認)

杉並区の防災地図サービス「すぎナビ」 では、家屋の火災や倒壊などにより避難 が必要になった時のために、避難経路や 最寄りの避難所を確認することができま す。また、災害時の被害状況の写真をWeb



サイト上に報告することで、他の利用者の避難にも役立て ることもできます。

編集・発行:杉並区危機管理室危機管理対策課 **〒166-8570**

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 **☎**03-3312-2111

令和4(2022)年10月発行



1 避難者の受入など 他の自治体と連携した支援

発災後、甚大な被害を受けた南相馬市は、どこに何の支援 を求めたらいいのかわからない状態になりました。

一方、当時の法制度では、「国→都道府県→市区町村」の依頼がないと、被災自治体への支援に動くことができない仕組みとなっていました。

しかし、一刻を争う事態に、国や都道府県の指示を待つことはできません。そこで区は、「災害時の相互援助に関する協定」を結ぶ群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市に協力を呼びかけて、市内からの避難が必要になった南相馬市民の受け入れを行いました。

また、同じく協定を結ぶ北海道名寄市からは物資の支援を行いました。

それまで、東吾妻町、小千谷市、名寄市と南相馬市との直接 のつながりはありませんでしたが、快く賛同いただき、支援 の輪は広がりました。



東吾妻町で避難者を受け入れる



従来の支援体制(垂直的支援)

~義援金募集~ 区民と区が一体となった支援の輪

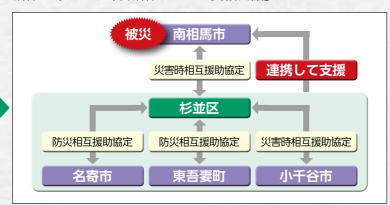
杉並区は、南相馬市への金銭的支援のため、区内4団体(杉並区町会連合会・杉並区商店会連合会・東京商工会議所杉並支部・杉並産業協会)とともに「南相馬市義援金募集実行委員会」を立ち上げました。

街頭での募金活動やSNSなどで呼びかけたところ、区民から多くの共感が得られ、**2億円**を超える義援金が集まりました。



自治体スクラム支援の発足

南相馬市の復旧・復興までの道のりは長期化が見込まれたため、区は名寄市・小千谷市・東吾妻町と連携・協力し、継続的な支援体制を整えました。こうした自治体間の連携による支援を継続するとともに、被災地への財政措置の要請や法制度の見直し要請などを、「自治体間でスクラムを組んで行っていこう」と3自治体に呼びかけ、「自治体スクラム支援会議」を立ち上げました。



自治体スクラム支援(水平的支援)

事と感動 勇気と希望を!! 大シバレ/南根馬/

義援金を南相馬市へ

| 法制度の見直しを要請

自治体スクラム支援会議では、被災した自治体が自らの責任 と権限で被災者の救護を行えるように、また、基礎自治体同士が 主体的に連携して被災者の支援を行えるように、法制度の見直 しを幾度となく国に要望しました。

こうした法制度の見直し要請は広がりを見せ、全国市長会からの要望の後押しもあり、災害対策基本法の一部改正へとつながりました。



自治体スクラム支援会議が首相官邸を訪問し要請(平成23年4月8日)

災害対策基本法一部改正の概要(抜粋) (平成24年6月27日公布・施行)

- ■区市町村防災計画に、他の自治体からの応援を受けることができるよう配慮することを規定(第42条)
- 災害時の自治体間での相互応援に関する事前の備えとして、相 互応援に関する協定の締結などの努力義務を規定(第49条の2)

自治体間での 支援の促進に向けた 一定の前進

4 新たに4自治体が参加し、より強固な「自治体スクラム支援会議」へ

発足当初は、南相馬市を含めた5つの自治体で構成していましたが、平成24年に東京都青梅市と福島県北塩原村が、また平成29年には静岡県南伊豆町と山梨県忍野村が正式なメンバーとして参加し、現在は9つの自治体で災害時の相互連携に取り組んでいます。



9自治体間での災害時相互援助協定を締結(令和4年5月20日)

基礎自治体の連携・協力による「水平的支援」の促進について

(杉並区交流自治体スクラム会議宣言)

東日本大震災の発生から、1年半が経過した現在でも、被災地の復興・再生への道のりは険しく被災地では、懸命の努力が続いている。こうした努力に対し、私達はこれからも惜しみない支援を行わなければならない。

同時に、地域住民の生命・身体・財産を守っていく責務を 負っている私達基礎自治体は、東日本大震災の記憶を風化さ せることなく、尊い犠牲のもとで明らかになった教訓を今後 の災害対策に生かしていかなければならない。

首都直下地震や東海沖地震など高い確率で迫って来る大規模な震災を想定したとき、災害に強い防災まちづくりや減災の視点に立った防災対策の推進と共に、いざという時にお互いに支援しあう自治体間連携による、「水平的支援」の推進がきわめて重要である。

私達は、こうした認識に基づき、災害時における相互支援 の仕組みを確認し、日常の友好交流が創り出す絆を大きな力 として、相互に助け合い、支えあうことをここに宣言する。

- 1 住民に最も身近な政府である私達は、住民の安全を確保するために、災害時での相互支援体制の充実に努める
- 2 私達は、災害時の相互支援の土台ともなる日常的な交流 を、住民・団体・事業者を含めた幅広い分野で充実させ、 相互の絆を強める
- 3 私達は、水平的支援を全国的とする災害関連法制度の改正と充実を全国の自治体と連携して国に求めていく

平成24年9月30日